

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第47号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和31年岩手県規則第84号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）及び<u>里親の認定等に関する省令（平成14年厚生労働省令第115号。以下「里親省令」という。）</u>の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>第2条 削除</u></p> <p>(<u>里親認定等の申請</u>)</p> <p>第9条 <u>里親省令第6条第1項（里親省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。）に規定する申請書は、別に定める様式による里親認定申請書によらなければならない。</u></p> <p><u>2 里親省令第6条第2項（里親省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。）に規定する申請書は、別に定める様式による職業指導里親認定申請書によらなければならない。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>4 福祉総合相談センター所長又は児童相談所長は、第1項の申請書の提出があったときは、当該申請者の家庭等の状況に</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）及び<u>里親が行う養育に関する最低基準（平成14年厚生労働省令第116号。以下「里親省令」という。）</u>の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(定義)</u></p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、<u>当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>養子縁組里親 省令第1条の32第2項第1号に掲げる者であつて、法第6条の3第1項の規定により知事が<u>適当と認めたもの</u></u></p> <p>(2) <u>親族里親 省令第1条の32第2項第2号に掲げる者であつて、法第6条の3第1項の規定により知事が<u>適当と認めたもの</u></u></p> <p>(<u>里親登録の申請</u>)</p> <p>第9条 <u>省令第36条の37第1項及び第2項の申請書は、別に定める様式による<u>養育里親・専門里親登録申請書</u>によらなければならない。</u></p> <p><u>2 養子縁組里親又は親族里親になろうとする者が、省令第36条の38第1項の登録の申請をするときは、別に定める様式による<u>養子縁組里親・親族里親登録申請書</u>に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>養子縁組里親又は親族里親になろうとする者及びその同居人の履歴書</u></p> <p>(2) <u>養子縁組里親又は親族里親になろうとする者の居住する家屋の平面図</u></p> <p>(3) <u>法第34条の15第1項各号に掲げる事由のいずれにも該当しないことを証明する書類</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか知事が必要と認める書類</u></p> <p>3 [略]</p> <p>4 福祉総合相談センター所長又は児童相談所長は、第1項又は第2項の申請書の提出があったときは、当該提出に係る申</p>

ついて必要な調査をし、意見を付して、これを速やかに知事に送付しなければならない。

請者の家庭等の状況について必要な調査をし、意見を付して、これを速やかに知事に送付しなければならない。

(決定の通知等)

第9条の2 法第34条の14の養育里親名簿は、別に定める様式によらなければならない。

2 省令第36条の38第2項の規定による通知は、別に定める様式による養育里親・専門里親登録決定通知書により行わなければならない。

3 知事は、別に定める様式による養子縁組里親・親族里親登録申請書について、前条第4項の送付を受けたときは、速やかに別に定める様式による養子縁組里親名簿又は親族里親名簿（以下「名簿」という。）に登録し、又はしないことの決定を行わなければならない。

4 知事は、前項の決定を行ったときは、遅滞なく、その旨を前条第2項の申請を行った者に通知しなければならない。

5 前項の通知は、別に定める様式による養子縁組里親・親族里親登録決定通知書により行わなければならない。

(変更等の届出)

第9条の3 省令第36条の39第1項の規定による届出は、別に定める様式による欠格事由等発生報告書により行わなければならない。

2 省令第36条の39第2項の規定による届出は、別に定める様式による里親登録事項変更届により行わなければならない。

3 養子縁組里親又は親族里親が省令第36条の39第1項各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該各号に定める者は、その日（同項第1号の場合にあっては、その事実を知った日）から30日以内に、知事に別に定める様式による欠格事由等発生報告書により届け出なければならない。

4 養子縁組里親又は親族里親は、名簿の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく、知事に別に定める様式による里親登録事項変更届により届け出なければならない。

(消除の申請等)

第10条 省令第36条の40第1項の規定による消除の申請は、別に定める様式による養育里親登録消除申請書により行わなければならない。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、名簿の登録を消除しなければならない。

(1) 本人から登録の消除の申し出があった場合

(2) 前条第3項の規定による届出があった場合

(里親認定等の取消しの申請)

第10条 里親省令第8条第1項第5号又は第2項第6号（里親省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。）に規定する里親認定の取消し又は職業指導里親認定の取消しの申請は、別に定める様式による里親認定（職業指導里親認定）取消申請書により行わなければならない。

(里親登録の申請)

第11条 里親省令第9条（里親省令第10条第2項、第17条及び第20条において準用する場合を含む。）に規定する登録の申請は、別に定める様式による里親登録申請書により行わなければならない。

(里親等の登録の取消しの申請)

第12条 里親省令第11条第1項第3号又は第2項第2号（里親省令第17条及び第20条において準用する場合を含む。）に規定する登録の取消しの申請は、別に定める様式による里親（職業指導里親）登録取消申請書により行わなければならない。

(変更等の届出)

第13条 里親省令第13条第1項（里親省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別に定める様式による里親登録事項変更届又は委託児童事故届により行わなければならない。

2 里親省令第13条第2項又は第3項（里親省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別に定める様式による委託児童養育（職業指導）困難届により行わなければならない。

(措置費の請求)

第22条 法第35条第4項の規定により設置する児童福祉施設の設置者若しくは里親又は法第33条の規定に基づき一時保護の委託を受けた者は、前条各号に規定する措置に要する費用を請求するときは、毎月分の当該措置に要する費用について、当該月の前月の5日までに、請求書を福祉総合相談センター

(3) 前条第3項の規定による届出がなくて省令第36条の39第1項各号のいずれかに該当する事実が判明した場合

(4) 不正の手段により名簿への登録を受けた場合

3 前項の規定による消除の申請は、別に定める様式による養子縁組里親・親族里親登録消除申請書により行わなければならない。

4 知事は、省令第36条の40第2項各号のいずれかに該当する場合には、名簿の登録を消除することができる。

(名簿の有効期間)

第11条 名簿の登録の有効期間（次条において「有効期間」という。）は、5年とする。

(里親更新登録の申請)

第12条 省令第36条の42第1項の申請は、別に定める様式による養育里親更新登録申請書により行わなければならない。

2 名簿の登録は、養子縁組里親又は親族里親の申請により更新する。

3 前項の規定による更新は、別に定める様式による養子縁組里親・親族里親更新登録申請書により行わなければならない。

4 前条の規定は、更新後の有効期間について準用する。

(事故等の届出)

第13条 里親省令第14条第2項の規定による届出は、別に定める様式による委託児童事故届により行わなければならない。

2 里親省令第14条第3項の規定による届出は、別に定める様式による委託児童養育困難届により行わなければならない。

(措置費の請求)

第22条 法第35条第4項の規定により設置する児童福祉施設の設置者、小規模住居型児童養育事業を行う者、里親又は法第33条の規定に基づき一時保護の委託を受けた者は、前条各号に規定する措置に要する費用を請求するときは、毎月分の当該措置に要する費用について、当該月の前月の5日までに、

所長に提出しなければならない。ただし、当該期日までに請求書を提出することができないことについて特別な事情があると知事が認めるときは、この限りでない。

(負担金の額の変更)

第25条 広域振興局長等又は保健所長は、災害その他やむを得ない理由により本人又はその扶養義務者の負担能力に変動が生じたと認めるときは、その変動の程度に応じて第23条の規定により被措置者又はその扶養義務者から徴収する費用（以下「2項負担金」という。）及び前条第1項の規定により被措置者又はその扶養義務者に対して支払を命ずる費用（以下「4項負担金」という。）の額を変更することができる。

2 前項の規定に基づく2項負担金又は4項負担金の額の変更を受けようとする者は、別に定める様式による負担金額変更申請書を、所管する局長（法第21条の5に規定する措置に要する費用に係る4項負担金の変更の場合にあっては所管保健所長、法第27条第1項第3号及び第2項に規定する措置に要する費用に係る2項負担金の変更の場合にあっては福祉総合相談センター所長又は所管児童相談所長）に提出しなければならない。

別表第1（第23条関係）

徴収額（本人又は扶養義務者）

[略]

備考1 この表のC₁の階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C₂の階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び同法附則第5条第3項の規定は、適用しないものとする。）の額をいい、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

2 この表のD₁からD₁₄までの階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。

請求書を福祉総合相談センター所長に提出しなければならない。ただし、当該期日までに請求書を提出することができないことについて特別な事情があると知事が認めるときは、この限りでない。

(負担金の額の変更)

第25条 広域振興局長等又は保健所長は、災害その他やむを得ない理由により本人又はその扶養義務者の負担能力に変動が生じたと認めるときは、その変動の程度に応じて第23条の規定により被措置者又はその扶養義務者から徴収する費用（以下「2項負担金」という。）及び前条第1項の規定により被措置者又はその扶養義務者に対して支払を命ずる費用（以下「5項負担金」という。）の額を変更することができる。

2 前項の規定に基づく2項負担金又は5項負担金の額の変更を受けようとする者は、別に定める様式による負担金額変更申請書を、所管する局長（法第21条の5に規定する措置に要する費用に係る5項負担金の変更の場合にあっては所管保健所長、法第27条第1項第3号及び第2項に規定する措置に要する費用に係る2項負担金の変更の場合にあっては福祉総合相談センター所長又は所管児童相談所長）に提出しなければならない。

別表第1（第23条関係）

徴収額（本人又は扶養義務者）

[略]

備考1 この表のC₁の階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C₂の階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7第1項第1号、第2項及び同法第314条の8並びに同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。）の額をいい、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

2 この表のD₁からD₁₄までの階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。

- (1) 所得税法第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項
- (2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の19の2第1項及び第41条の19の3第1項（これらの規定が改正された場合における経過規定を含む。）

3 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、肢体不自由児療護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、知的障害児施設、自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、乳児院、肢体不自由児施設入所部、肢体不自由児を入院させる指定医療機関、重症心身障害児施設、助産施設及び里親をいう。

4～10 [略]

別表第2（第23条関係）

徴収額

[略]

備考1 この表のC₁の階層における「均等割の額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C₂の階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び同法附則第5条第3項の規定は、適用しないものとする。）の額をいい、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

2 この表のD₁からD₁₉までの階層における「所得税の額」とは、所得税法、租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。

- (1) 所得税法第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項
- (2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の19の2第1項及び第41条

- (1) 所得税法第78条第1項（同条第2項第1号に掲げる寄附金を支出する場合に限る。）、第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで
- (2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の3第1項（これらの規定が改正された場合における経過規定を含む。）

3 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、肢体不自由児療護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、知的障害児施設、自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、乳児院、肢体不自由児施設入所部、肢体不自由児を入院させる指定医療機関、重症心身障害児施設、助産施設、小規模住居型児童養育事業所及び里親をいう。

4～10 [略]

別表第2（第23条関係）

徴収額

[略]

備考1 この表のC₁の階層における「均等割の額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C₂の階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7第1項第1号、第2項及び同法第314条の8並びに同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。）の額をいい、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

2 この表のD₁からD₁₉までの階層における「所得税の額」とは、所得税法、租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。

- (1) 所得税法第78条第1項（同条第2項第1号に掲げる寄附金を支出する場合に限る。）、第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで
- (2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、

の19の3第1項

(3) [略]

3～6 [略]

別表第4（第24条関係）

自己負担限度額

[略]

備考1 [略]

2 この表のCからGまでの階層における「所得税の額」とは、所得税法、租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収の猶予等に関する法律によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税税額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。

(1) 所得税法第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで

(2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の19の2第1項及び第41条の19の3第1項

(3) [略]

3～5 [略]

第41条の19の2第1項並びに第41条の19の3第1項

(3) [略]

3～6 [略]

別表第4（第24条関係）

自己負担限度額

[略]

備考1 [略]

2 この表のCからGまでの階層における「所得税の額」とは、所得税法、租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収の猶予等に関する法律によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税税額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。

(1) 所得税法第78条第1項（同条第2項第1号に掲げる寄附金を支出する場合に限る。）、第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで

(2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の3第1項

(3) [略]

3～5 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の児童福祉法施行細則（以下「改正後の規則」という。）別表第1の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始される児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第22条第1項及び第23条第1項本文並びに第27条第1項第3号及び同条第2項に規定する措置（以下この項において「措置」という。）並びにこの規則の施行の際現に行われている措置のうち施行日以後の期間に対応する分に係る徴収額について適用し、当該措置のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に終了した措置に係る徴収額については、なお従前の例による。

3 改正後の規則別表第2の規定は、施行日以後に開始される法第20条第1項に規定する療養の給付（以下この項において「給付」という。）及びこの規則の施行の際現に行われている給付のうち施行日以後の期間に対応する分に係る徴収額について適用し、当該給付のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に終了した給付に係る徴収額については、なお従前の例による。

4 改正後の規則別表第4の規定は、施行日以後に開始される法第21条の5に規定する医療の給付等（以下この項において「給付等」という。）及びこの規則の施行の際現に行われている給付等のうち施行日以後の期間に対応する分に係る自己負担限度額について適用し、当該給付等のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に終了した給付等に係る自己負担限度額については、なお従前の例による。